

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>東大久保ふじみ野線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市駒林字向田一二〇九番一地先 から同市駒林字向田一二〇九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長八・二五メートル</p>